

## 令和6年度 特別表彰 ふるさとづくり部門応募要領

### 1. 令和6年度特別表彰ふるさとづくり部門(地域振興部門)制度

#### (1) 表彰の種類等

- |                |           |
|----------------|-----------|
| ① ふるさとづくり特別大賞  | 盾と奨励金50万円 |
| ② ふるさとづくり特別奨励賞 | 盾と奨励金20万円 |

#### (2) 表彰基準

南空知地域の各市町（岩見沢、美唄、三笠、夕張、栗山、由仁、長沼、南幌、月形）の各市町）において、地域の振興や活性化のために行われてきた活動が、一定の成果となって現れている下記の団体や個人に対して表彰します。また、その活動を今後も継続的に行うことで、将来成果が着実に現れるものと判断される団体や個人に対して、奨励を目的に表彰します。

- ① 観光開発や行事、イベント等を定期的、継続的に行い、その成果が顕著であり地域に貢献していると認められる非営利の団体・グループ・個人。
- ② 教育・体育文化の向上・振興や人材の育成にその成果が顕著であり、地域に貢献していると認められる団体・グループ・個人。
- ③ 地域の住民が主役となり、住民の手でしっかりとした地域づくりや町おこしに励まれている団体・グループ、個人。
- ④ 基幹産業である農業の振興を図る活動を継続的に行い、その活性化を図ることで地域経済の発展に貢献できると判断される団体・グループ・個人。

#### (3) 対象・資格

- ① 過去に当財団のふるさとづくり大賞（同、奨励賞）を受賞し、引続き地域貢献や功績が認められる個人・団体
- ② 過去、当財団のふるさとづくり大賞（同、奨励賞）を受賞してはいるが、永年にわたり地域貢献が認められる個人・団体。

#### (4) 表彰候補の募集

この賞の候補先の募集は、南空知地域内の教育委員会および商工会議所や観光協会等のご協力を頂き、推薦により行います。

#### (5) 選考及び公表

当財団の事務局において、応募資料を精査し、応募者の地域の教育委員会や商工会議所・商工会または観光協会に照会、意見を聞いたうえで応募内容書等を作成し、応募資料とともに各担当審査員に送付し審査頂きます。審査委員が一同に会した選考会で議論し、その評価結果に基づいて審査員会で各賞の表彰先を決定します。公表は、

理事会・評議員会に報告した後、応募者への文書による通知のほか報道機関に通知公表し、当財団のホームページにも掲載します。

#### (6) 表彰と奨励金の贈呈

ふるさとづくり特別大賞、ふるさとづくり特別奨励賞の表彰先等をお招きして贈呈式を行い、盾と奨励金を贈呈致します。

なお、新型コロナウイルス感染症等の拡大等により贈呈式が開催できない場合は、盾と奨励金を直接贈呈する場合があります。

## 2. 応募手続き

### (1) 応募の方法

この賞への応募は、前記(4)のとおり、第三者の推薦が必要となります。

別添の「特別表彰 ふるさとづくり部門応募書」と「同説明書」に所定の事項を記載するほか、その他の参考となる資料を添えて、教育委員会・商工会議所・商工会・観光協会等へ提出し、応募書推薦欄に推薦者のコメントを頂き、推薦団体の捺印を受けてください。

そして、これら応募書等を南空知地区の空知信用金庫本支店もしくは当財団に直接提出願います。

### (2) 応募書等の送付先と期日

応募期間は、令和6年8月1日(木)から令和6年9月20日(金)です。この間に応募の意思表示をして頂き、応募書類を提出願います。なお、最寄りの空知信用金庫窓口を通じて託送されても結構です。

送付先 岩見沢市3条西6丁目 空知信用金庫本店内  
公益財団法人 空知しんきん産業文化振興基金  
Tel 0126-23-1077 担当 浅井

\* お問い合わせも上記事務局までお願いします。また、当公益財団のホームページにも応募要領や応募書を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用下さい。

以上